

2. 組織（認定を受けた後の法人の組織について記載してください。）

（1）社員について

社員の数	678 人
（代議員制を採用している場合） 社員（代議員）を選出する会員の数（注1）	人
社員の資格の得喪に関する定款の条項（注2）	第3章（第5条～第9条）
<p>法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて</p> <p>第3章 会員 （会員）</p> <p>第5条 本会の会員は、第3条に定める目的に賛同して入会した市とする。 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。 （会員の資格の取得）</p> <p>第6条 本会の会員になろうとする市は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けるものとする。 （任意退会）</p> <p>第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 （除名）</p> <p>第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。 （1）この定款その他の規則に違反したとき。 （2）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。 （会員資格の喪失）</p> <p>第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 （1）総会員が同意したとき。 （2）市が廃止されたとき。</p> <p>※入社要件については、代表理事の承認を必要としているが、市であることを確認する形式的審査である。</p>	
社員の議決権に関する定款の条項	第15条
<p>社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしないものであることについて</p>	

（2）理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	1 人	20 人	21 人
監事の数	0 人	1 人	1 人

（3）会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
有	清泉監査法人

（4）会員等について（注3）

会員等区分の名称	会員の数
会員	678 人

## (5) 職員について

職員の数	128 人	うち常勤	128 人
------	-------	------	-------

- 注1 定款において、資格を有する者（会員）の中から社員（代議員）を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。
- 注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。
- 注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。